府県	
兵庫	0.966
奈良	0.946
和歌山	0.957
鳥取	0.935
島根	0.948
岡山	0.926
広島	0.905
山口	0.927
徳島	0.946
香川	0.944
愛媛	0.943
高知	0.947
福岡	0.944
佐賀	0.943
長崎	0.947
熊本	0.930
大分	0.943
宮崎	0.955
鹿児島	0.949
沖縄	0.956

指定都市	
札幌	0.966
仙台	0.936
さいたま	0.955
千葉	0.957
横浜	0.968
川崎	0.952
新潟	0.951
静岡	0.983
浜松	0.937
名古屋	0.933
京都	0.953
大阪	0.959
堺	0.921
神戸	0.979
広島	0.936
北九州	0.952
福岡	0.966

○総務省令第七十八号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十三日

総務大臣　原口　一博

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「及び児童手当引上対象児童数」を「、児童手当引上対象児童数及び子ども手当負担対象の子どもの数」に改める。

第四条の見出し中「児童手当及び子ども手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、同条第二項及び第四項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第八項中「市町村児童手当特例交付金加算総額」を「平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額」に、「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「毎年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当特例交付金の総額から同条第五項に規定する市町村児童手当特例交付金加算総額」を「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金の総額から同条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額及び平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額」に、「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「都道府県児童手当特例交付金加算総額」を「平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額」に、「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法第三条第三項の場合において、同項に規定する平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額と当該額を都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数であん分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を当該あん分した額の最も大きい都道府県に交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の普通交付税から適用する。

第四条第五項中「毎年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当特例交付金の総額から同条第三項に規定する都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額及び同条第三項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額及び平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　法第三条第三項の総務省令で定める各都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数は、児童手当引上対象児童数（公務員分）に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「児童手当・特例給付支給状況報告（公務員分）」の「第二表」の「⑵受給者数及び支給対象児童数（本年二月末現在）」の「第三子以降」に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「被用者及び被用者等でない者に係る児童手当の支給状況報告について」によって厚生労働省に報告された「小学校修了前特例給付支給状況報告（公務員分）」の「第二表」の「⑵受給者数及び支給対象児童数（本年二月末現在）」の「支給対象児童数」の「第一子」と「第二子」の合計に九・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「小学校修了前特例給付支給状況報告（公務員分）」の「第二表」の「⑵受給者数及び支給対象児童数（本年二月末現在）」の「支給対象児童数」の「第三子以降」に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「子ども手当の新規対象者数推計について」（平成二十二年三月三十一日付け雇児育発第〇三三一第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）に基づいて厚生労働省に報告された当該年度の前年度二月末現在の調査（以下「子ども手当推計調査」という。）における「様式1　子ども手当新規対象者数の見込み（公務員）」（以下「様式1」という。）中「①公務員に係る児童手当・特例給付・小学校修了前所得制限該当者数の見込み」に十五・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び様式1中「②公務員に係る子ども手当新規対象者数（中学生）の見込み」における「中学校の子ども手当対象子ども数」に十五・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計並びに子ども手当推計調査における「様式2　子ども手当新規対象者数の見込み（被用者・非被用者）」（以下「様式2」という。）中「③被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「児童手当・特例給付支給対象児童数（平成22年2月末支給状況報告実績）」の「特例給付」に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式2中「③被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の「被用者」に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第1子」と「第2子」の合計に二・〇を乗じて得た数、様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第3子以降」に四・〇を乗じて得た数、様式2中「③被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の「非被用者」に四・〇を乗じて得た数、様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第1子」と「第2子」の合計に二・〇を乗じて得た数及び様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第3子以降」に四・〇を乗じて得た数の合計の管内市町村の計とする。

6　法第三条第五項の総務省令で定める各市町村の子ども手当負担対象の子どもの数は、児童手当引上対象児童数（公務員分）に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「児童手当・特例給付支給状況報告（公務員分）」の「第二表」の「⑵受給者数及び支給対象児童数（本年二月末現在）」の「第三子以降」に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「被用者及び被用者等でない者に係る児童手当の支給状